

ダイビングプールの利用について

ダイビングプールのご利用は、当水泳場の利用許可登録が必要となります。登録に際しては、下記の利用基準を満たし、身体上の問題(既往症等)についても特に支障がないことに加え、飛込競技経験者であることの証明が必要となります。

手続き方法や利用手順は以下よりご確認ください、安全にご利用いただきますようお願いいたします。

【利用基準】

(1)50m以上楽に泳ぐことができる。

(2)潜水ができる。

(3)立ち泳ぎができる。

(4)水中で目が開けられる。

※一般の方が利用できる高さは3mまでです。

(競技選手のみ、高さ5m以上の飛込台を利用できます。別途申請が必要です。)

1. 手続き

- (1) 別紙「ダイビングプール個人利用申請書」に必要事項を記入し、個人利用受付に提出してください。合わせて、飛込競技経験者であることがわかる証明書等をご提示ください。

【経験者証明書の例】

①(公財)日本水泳連盟発行の飛込検定認定証

②当水泳場主催の飛込競技教室の参加証明

③(公財)日本スポーツ協会発行の公認資格(飛込コーチ3、4)

④飛込競技の競技会の出場証明

⑤その他、同等の証明書等

※東京辰巳国際水泳場において利用許可を受けた方は、東京辰巳国際水泳場の「ダイビングプール利用カード」を経験者証明(一般利用3mまで)とすることができます。(5m以上を申請される場合は別途お問合せください。)

- (2) 「ダイビングプール初回カード」をお渡ししますので、更衣後、プール場内の受付に提出の上、ご利用ください。
- (3) お帰りの際に個人利用受付に立ち寄り、「ダイビングプール初回カード」をご返却ください。利用申請書等に不備がない場合は、申請書提出当日に「ダイビングプール利用カード」をお渡しします。
- (4) 次回以降のご利用時は、更衣後、ダイビングプールの場内受付に必ず利用カードを提出の上、ご利用ください。

2. 注意事項

- (1) ダイビングプールは、水深5.0mとなります。
- (2) 「ダイビングプール個人利用申請書」や経験者である証明書の内容に不備がある場合、利用カードの発行はできません。
- (3) 利用カード発行後のご利用において、ライフガードが利用状況から泳力が不十分と判断した場合は、ダイビングプールのご利用をご遠慮いただくことがありますので、予めご了承ください。
- (4) 「ダイビングプール利用カード」を忘れた場合、ダイビングプールのご利用はできませんのでご注意ください。
- (5) 利用時は、以下を遵守してください。
 - ・自分の技量(レベル)にあった高さから飛び込むようにしてください。
※5m以上の飛込台の利用については、別途申請が必要になります。
 - ・飛び込みを行う際は、エリア毎に、順番に一人ずつ飛び込むようにしてください。
 - ・前に飛び込んだ人が、プールサイドに上がったことを確認した上で、飛び込んでください。
 - ・飛び込みのルールやマナーを守り、正しい動作とフォームで飛び込むようにしてください。
 - ・撮影はできません。
 - ・ライフガードの指示には、必ず従ってください。
- (6) 事故・トラブルが発生した場合は、利用者の責任において解決し、当水泳場は一切責任を負いません。

3. 小学生の利用について

ダイビングプールのご利用は、原則、中学生以上が対象となります。ただし、小学生であっても、当水泳場に登録された指導員による引率を条件に、ダイビングプールのご利用ができます。

なお、「ダイビングプール個人利用申請書」は、保護者が記入しご提出してください。

※指導員登録

別紙「ダイビングプール指導員登録申請書」に必要事項を記入し、個人利用受付に提出してください。合わせて、指導経験等がわかる証明書等をご提示ください。

【指導経験証明書の例】

- ①(公財)日本スポーツ協会発行の公認資格(飛込コーチ3、4)
- ②その他、同等の証明書等

※東京辰巳国際水泳場において指導員登録された方は、東京辰巳国際水泳場の「指導者証明カード」を指導経験証明としてご提示いただけます。